

## 随意契約結果表(委託等契約)

所 属	観光文化政策課
契約日	令和4年1月24日
契約業者名	株式会社JTB甲府支店
品 名	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営業務 (第1号宿泊施設)
契約金額 (税込み)	35,321,067円
随意契約理由	<p>本業務は、1号宿泊療養施設(若神桜)において、新型コロナウイルス感染症に感染した軽症者等の安静・療養を目的とする宿泊療養施設の開設準備、運営、管理を行うもので、令和4年1月24日より業務開始となる。</p> <p>1号施設では、令和2年4月から軽症者の受入を行ってきたが、2号宿泊療養施設(東横イン甲府駅南口)、3号宿泊療養施設(東横イン富士河口湖大橋)、4号宿泊療養施設(ルートイン山梨中央)及び5号宿泊療養施設(ホテル内藤甲府昭和)の補助的な施設として、県職員が運営業務を行っていたため、受入可能人数は、28人程度であった。</p> <p>しかし、令和4年1月以降、オミクロン株の流行により感染が急拡大し、新規感染者数が300人を超える日もあり、病床占有率が70%を超えることもあるなど医療体制が逼迫する状況にあったことから、早急に受入体制を拡充する必要が生じたため、既に委託による運営を行ってきた2号、3号、4号、5号施設のように1号施設においても運営を委託する方針(1/7 財政課懸案)が1月半ばに決定し、受入体制拡充後の受</p>

	<p>入可能人数は60人程度となる。</p> <p>本業務は、契約後1月24日より直ちに業務を開始する必要があることから、運営開始までに競争入札に付する暇がなく、療養者の生活全般に係る支援や、外出の制止、外部からの侵入者等への対応を行う機械警備体制、入所時に施設まで移送運転支援、療養者の健康状態の把握、相談対応などといった多岐にわたる業務を迅速かつ適正に実施する必要があるため、契約相手方は、これまでに新型コロナウイルス軽症者への対応を行ったことがある経験や知識、ノウハウを有し、宿泊療養施設の運営業務実績を有していることが重要である。</p> <p>今回、随意契約予定の株式会社 JTB 甲府支店は、これまでに2号、3号、4号、5号施設の開設準備、運営、管理を行ってきた実績があり、本業務を遂行するための経験、知識、運営業務実績を十分に有している。</p> <p>また、当該法人は全国展開しており、感染状況の逼迫時には法人内における応援体制も確立され、同時に複数の施設運営を担うことについて支障はない。</p> <p>よって、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>また、同様の理由により、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号